



予防接種の4月日程のお知らせ
(乳幼児等)

ワクチンの種類	小平診療所	鬼鹿診療所
<ul style="list-style-type: none"> ・五種混合 ・小児肺炎球菌 ・B型肝炎 ・ロタウィルスワクチン ・BCG ・みずぼうそう ・おたふくかぜ ・麻しん風しん ・二種混合 ・日本脳炎 ・子宮頸がん予防ワクチン 	[受付時間] 15時25分 毎週水曜日 ※祝日・休診日除く 4月1日 4月8日 4月15日 4月22日	[受付時間] 15時00分～ 15時15分 毎週火曜日 ※祝日・休診日除く 4月7日 4月14日 4月21日 4月28日

申 予防接種の種類に関係なく予約可能です。
 ・ワクチンの種類に関するお問い合わせは、保健福祉課健康づくり係までお申込みください。

問 保健福祉課健康づくり係 ☎56-2111



軽自動車税(種別割)の
減免が受けられます

障がい者または、障がい者と生計を一にする方で、一定の要件に該当する方は、軽自動車1台に限り軽自動車税(種別割)が減免される制度があります。納期限(令和8年4月30日(木))を過ぎるとその年度の減免を受けることはできません。なお、自動車税(種別割)との減免の併用はできません。

■該当要件

- ・身体に障がいがあり、歩行が困難な方が所有する軽自動車
 - ・精神に障がいがあり、歩行が困難な方が所有する軽自動車
 - ・身体障がい者で18歳未満の方と生計を一にする方が所有する軽自動車
 - ・精神障がい者と生計を一にする方が所有する軽自動車
 - ・身体もしくは精神に障がいがある方のみで構成される世帯の方を常時介護する方が運転する軽自動車
- ※対象となる障がいのある方の範囲についてはお問い合わせください。

■必要書類

- ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・納税義務者の個人番号カードまたは個人番号の通知カード(個人番号を記入していただくため)
- ・免許証(実際に減免を受ける車を運転する方のもの)、車検証、納税通知書

問 財政課税務係 ☎56-2111



軽自動車の廃車・譲渡・住所変更
等の手続きは3月31日までに!!

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で軽自動車等を所有している方に課税されます。廃車・譲渡・住所変更等の手続きは、令和8年3月31日までに行ってください。
 軽自動車税(種別割)は、自動車税(種別割)と異なり、4月2日以降に廃車・譲渡等を行っても全額納付となります。(月割計算などは行われません)

■車種ごとの届出先

車種区分	申請窓口
原動機付自転車 (125cc以下)	* 役場財政課税務係 (内線216・217・233)
小型特殊自動車	* 鬼鹿支所 ☎57-1111 * 達布支所 ☎58-1111
軽自動車 (660cc以下3輪・4輪)	全国軽自動車協会連合会旭川事務所 ☎0166-53-7300
2輪のもの (125cc超250cc以下)	旭川運輸支局 ☎050-5540-2003
2輪のもの (250cc超)	旭川地方自家用自動車協会 ☎0166-51-1221